

住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の免許証番号

商号又は名称

郵便番号

主たる事務所の所在地

氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

印

電話番号

ファクシミリ番号

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知事

記

1 法第14条第1項の権利の実行により、国土交通大臣から通知書の送付を受けた日
年 月 日

2 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

3 直前の基準日において供託していた住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)イ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ロ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ハ

(4) 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ+ロ+ハ=

4 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により還付された住宅販売瑕疵担保保証金の額

5 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により生じた住宅販売瑕疵担保保証金の不足額

6 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ニ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

二十ホ+へ=

注 3(2)及び6(2)の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。